

日本法令の国際発信に向けた将来ビジョン会議の運営方針について

- 1 日本法令の国際発信に向けた将来ビジョン会議（以下「会議」という。）は、以下のとおり3回開催する。
 - 第1回 平成31年1月16日（水）午後3時から午後5時
場所 法務省20階会議室
 - 第2回 平成31年2月5日（火）午前10時から午後零時
場所 法務省20階会議室
 - 第3回 平成31年3月13日（水）午後3時から午後5時
場所 法務省20階会議室
- 2 座長は、議事を整理する。
- 3 座長は、必要に応じ関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 4 座長は、座長代理を指名する。座長代理は、座長が欠席の場合にその職務を代理する。
- 5 会議冒頭に限り、報道機関に公開する。
- 6 会議資料及び会議の議事録は、会議終了後速やかに法務省ホームページにおいて公表する。ただし、議事録については、自由闊達な意見交換の妨げとならないよう、発言者は非公開とする。その他、座長は、必要があると認めるときは、会議に諮って資料を公開しないことができる。